

議案第37号

日進市犯罪等被害に対する支援に関する条例の制定について

日進市犯罪等被害に対する支援に関する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月8日提出

日進市長 近藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等支援に関し基本理念を定め、市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すため、日進市犯罪等被害に対する支援に関する条例を制定する必要があるからであります。

2 制定内容

犯罪等被害に対する支援のための施策を総合的かつ計画的に推進するための基本理念並びに市、市民及び事業者の責務等について定める。

日進市犯罪等被害に対する支援に関する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等支援に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護、受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、犯罪被害者等を支える社会意識の形成を促進し、もって市民が安全で安心して生活することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安全で安心して生活することができるようにするための取組をいう。
- (4) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、加害者及びその関係者の不誠実な言動、周囲の者の理解又は配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷^{ひぼう}、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (5) 関係機関等 国、愛知県、警察、犯罪被害者等支援を行う民間団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人としての尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、二次被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行うとともに、犯罪被害者等支援により二次被害が生ずることのないよう十分配慮すること。
- (2) 犯罪被害者等が社会において孤立することなく、安全で安心して生活することができるよう、必要な支援を公正かつ迅速に途切れることなく提供すること。
- (3) 市、市民、事業者及び関係機関等が相互に連携を図りながら協力して取り組むこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分配慮するように努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等支援に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分配慮するように努めなければならない。

2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する手続に適切に関与すること並びに精神的及び身体的な被害の回復に取り組むことができるよう、その就労及び勤務に十分配慮するように努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等支援に協力するよう努めなければならない。

(総合支援窓口の設置)

第7条 市は、犯罪被害者等支援を総合的に行うための体制を整備し、総合支援窓口を設置するものとする。

(相談、情報の提供等)

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している多様な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を図る等の必要な支援を行うものとする。

(経済的負担の軽減)

第9条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第10条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性について、市民及び事業者が理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(人材の育成)

第11条 市は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援を行う人材の育成に必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第12条 市は、犯罪被害者等支援における個人情報の保護の重要性を認識し、犯罪

被害者等に係る個人情報を適切に管理しなければならない。

(意見の反映)

第13条 市は、犯罪被害者等支援に当たっては、犯罪被害者等及び関係機関等の意見を聴き、施策に反映させるよう努めるものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第14条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等支援を行わないことができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 38 号

日進市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日進市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のとおり改正する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、日進市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額を 330,000 円に引き上げる。

日進市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

日進市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年日進町条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、市は、<u>葬祭</u>を行う者に対して、葬祭補償として、<u>330,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>	<p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、市は<u>葬祭</u>を行う者に対して、葬祭補償として、<u>315,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の日進市消防団員等公務災害補償条例第18条の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた日進市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。

議案第 39 号

令和 8 年度日進市一般会計補正予算（第 2 号）について

令和 8 年度日進市一般会計補正予算（第 2 号）を次のとおり提出します。

令和 8 年 6 月 8 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 218 条第 1 項に基づき提案するものであります。

令和8年度（第2号）

日進市一般会計補正予算書

令和8年度日進市一般会計補正予算（第2号）

令和8年度日進市の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42,355千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,593,178千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月8日提出

日進市長 近藤裕貴

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
15. 国庫支出金		5,981,099	1,771	5,982,870
	2. 国庫補助金	332,565	1,771	334,336
19. 繰入金		2,301,486	39,784	2,341,270
	2. 基金繰入金	2,271,271	39,784	2,311,055
21. 諸収入		703,511	800	704,311
	4. 雑入	577,459	800	578,259
歳入合計		35,550,823	42,355	35,593,178

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 総務費		3,915,091	1,500	3,916,591
	1. 総務管理費	2,992,951	1,500	2,994,451
3. 民生費		16,692,448	10,466	16,702,914
	1. 社会福祉費	7,289,264	10,466	7,299,730
7. 商工費		1,266,294	1,200	1,267,494
	1. 商工費	1,266,294	1,200	1,267,494
9. 消防費		1,229,912	22,690	1,252,602
	1. 消防費	1,229,912	22,690	1,252,602
10. 教育費		5,436,280	6,499	5,442,779
	2. 小学校費	2,528,466	2,299	2,530,765
	5. 保健体育費	1,326,489	4,200	1,330,689
歳 出 合 計		35,550,823	42,355	35,593,178

令和8年度（第2号）

日進市一般会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 市税	17,322,820		17,322,820
2. 地方譲与税	212,000		212,000
3. 利子割交付金	40,000		40,000
4. 配当割交付金	200,000		200,000
5. 株式等譲渡所得割交付金	170,000		170,000
6. 法人事業税交付金	220,000		220,000
7. 地方消費税交付金	2,200,000		2,200,000
8. ゴルフ場利用税交付金	1,600		1,600
9. 環境性能割交付金	1		1
10. 地方特例交付金	187,001		187,001
11. 地方交付税	40,000		40,000
12. 交通安全対策特別交付金	8,000		8,000
13. 分担金及び負担金	286,990		286,990
14. 使用料及び手数料	332,642		332,642
15. 国庫支出金	5,981,099	1,771	5,982,870
16. 県支出金	3,032,545		3,032,545
17. 財産収入	34,326		34,326
18. 寄附金	769,802		769,802

単位：千円

款	既定額	補正額	計
19. 繰入金	2,301,486	39,784	2,341,270
20. 繰越金	300,000		300,000
21. 諸収入	703,511	800	704,311
22. 市債	1,207,000		1,207,000
歳入合計	35,550,823	42,355	35,593,178

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 議会費	292,613		292,613
2. 総務費	3,915,091	1,500	3,916,591
3. 民生費	16,692,448	10,466	16,702,914
4. 衛生費	2,962,923		2,962,923
5. 労働費	3,250		3,250
6. 農林水産業費	180,678		180,678
7. 商工費	1,266,294	1,200	1,267,494
8. 土木費	2,409,602		2,409,602
9. 消防費	1,229,912	22,690	1,252,602
10. 教育費	5,436,280	6,499	5,442,779
11. 災害復旧費	6		6
12. 公債費	1,088,701		1,088,701
13. 諸支出金	23,025		23,025
14. 予備費	50,000		50,000
歳 出 合 計	35,550,823	42,355	35,593,178

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		1,200	300
1,771			8,695
		1,200	0
		800	21,890
		4,200	2,299
1,771		7,400	33,184

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	既 定 額	補 正 額	計
2. 民生費国庫補助金	167,681	1,771	169,452
計	332,565	1,771	334,336

1 9 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	1,343,376	33,184	1,376,560
7. ふるさと応援基金繰入金	96,770	5,500	102,270
8. 企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金	14,850	1,100	15,950
計	2,271,271	39,784	2,311,055

2 1 款 諸収入

4 項 雑入

1. 雑入	577,459	800	578,259
計	577,459	800	578,259

15款 国庫支出金
 19款 繰入金
 21款 諸収入

単位：千円

節		説	明
区 分	金 額		
1. 社会福祉費補助金	1,771	障害者総合支援事業	1,771

1. 財政調整基金繰入金	33,184	財政調整基金繰入金	33,184
1. ふるさと応援基金繰入金	5,500	ふるさと応援基金繰入金	5,500
1. 企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金	1,100	企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金	1,100

1. 総務雑入	800	コミュニティ助成事業助成金	800

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
9. 防犯活動費	44,749	300	45,049				300
15. 市民協働費	52,860	1,200	54,060			繰入 1,200	1,200
計	2,992,951	1,500	2,994,451			1,200	300

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	2,785,533	3,542	2,789,075	国 1,771			1,771
2. 高齢者福祉費	1,185,943	6,924	1,192,867				6,924
計	7,289,264	10,466	7,299,730	1,771			8,695

7 款 商工費

1 項 商工費

3. 観光費	81,460	1,200	82,660			繰入 1,200	
計	1,266,294	1,200	1,267,494			1,200	

9 款 消防費

1 項 消防費

3. 消防施設費	28,551	21,890	50,441				21,890
4. 災害対策費	56,544	800	57,344			諸 800	800

2款 総務費
3款 民生費
7款 商工費

9款 消防費

単位：千円

節				説 明	
区 分	金 額	細 節			
19. 扶助費	300			防犯啓発事業 犯罪等被害見舞金	300 300
18. 負担金、補助及び交付金	1,200	補助金	1,200	市民自治活動推進事業 市民自治活動推進補助金	1,200 1,200

12. 委託料	3,542			障害者自立支援給付事業 障害者福祉システム改修委託料	3,542 3,542
27. 繰出金	6,924			介護保険特別会計繰出金 介護保険特別会計繰出金	6,924 6,924

18. 負担金、補助及び交付金	1,200	補助金	1,200	観光促進事業 道の駅ブランディング公募事業補助金	1,200 1,200

14. 工事請負費	21,890			消防施設維持管理事業 防火水槽解体工事	21,890 21,890
18. 負担金、補助及び交付金	800	補助金	800	災害対策推進事業 地域防災組織育成事業補助金	800 800

9款 消防費

1項 消防費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	1,229,912	22,690	1,252,602			800	21,890

10款 教育費

2項 小学校費

1. 学校管理費	2,086,260	2,299	2,088,559				2,299
計	2,528,466	2,299	2,530,765				2,299

10款 教育費

5項 保健体育費

1. 保健体育総務費	44,403	4,200	48,603			4,200 繰入	
計	1,326,489	4,200	1,330,689			4,200	

9款 消防費
10款 教育費

単位：千円

節		説 明	
区 分	金 額	細 節	

12. 委託料	2,299		小学校適正化事業 設計業務等委託料	2,299 2,299

10. 需用費	4,200	消耗品費	4,200	愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会推進事業 消耗品費	4,200 4,200

議案第40号

令和8年度日進市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

令和8年度日進市介護保険特別会計補正予算（第1号）を次のとおり提出します。

令和8年6月8日提出

日進市長 近藤裕貴

提案理由

地方自治法第218条第1項に基づき提案するものであります。

令和8年度（第1号）

日進市介護保険特別会計補正予算書

令和8年度日進市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和8年度日進市の介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,816千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,483,649千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月8日提出

日進市長 近藤裕貴

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
3. 国庫支出金		1,165,568	6,854	1,172,422
	2. 国庫補助金	65,907	6,854	72,761
5. 県支出金		865,701	17	865,718
	2. 県補助金	30,203	17	30,220
8. 繰入金		1,264,344	6,945	1,271,289
	1. 一般会計繰入金	953,103	6,924	960,027
	2. 基金繰入金	311,241	21	311,262
歳入合計		6,469,833	13,816	6,483,649

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費		135,667	13,728	149,395
	1. 総務管理費	87,463	13,728	101,191
3. 地域支援事業等費		223,352	88	223,440
	1. 地域支援事業費	220,616	88	220,704
歳 出 合 計		6,469,833	13,816	6,483,649

令和8年度（第1号）

日進市介護保険特別会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 保険料	1,499,498		1,499,498
2. 使用料及び手数料	40		40
3. 国庫支出金	1,165,568	6,854	1,172,422
4. 支払基金交付金	1,658,223		1,658,223
5. 県支出金	865,701	17	865,718
6. 財産収入	7,804		7,804
7. 寄附金	1		1
8. 繰入金	1,264,344	6,945	1,271,289
9. 繰越金	7,000		7,000
10. 諸収入	1,654		1,654
歳入合計	6,469,833	13,816	6,483,649

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費	135,667	13,728	149,395
2. 保険給付費	6,061,695		6,061,695
3. 地域支援事業等費	223,352	88	223,440
4. 財政安定化基金拠出金	1		1
5. 基金積立金	7,804		7,804
6. 公債費	1		1
7. 諸支出金	39,313		39,313
8. 予備費	2,000		2,000
歳 出 合 計	6,469,833	13,816	6,483,649

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
6,820			6,908
51			37
6,871			6,945

2 歳 入

3 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	既 定 額	補 正 額	計
2. 地域支援事業交付金	51,383	34	51,417
5. 介護保険事業費補助金	0	6,820	6,820
計	65,907	6,854	72,761

5 款 県支出金

2 項 県補助金

1. 地域支援事業交付金	30,203	17	30,220
計	30,203	17	30,220

8 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

1. 一般会計繰入金	953,103	6,924	960,027
計	953,103	6,924	960,027

8 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1. 基金繰入金	311,241	21	311,262
計	311,241	21	311,262

3款 国庫支出金
 5款 県支出金
 8款 繰入金

単位：千円

節		金額	説明	
区	分			
1.	現年度分	34	現年度分	34
1.	介護保険事業費補助金	6,820	介護保険事業費補助金	6,820

1.	現年度分	17	現年度分	17

2.	事務費繰入金	6,908	事務費繰入金	6,908
3.	地域支援事業費繰入金	16	地域支援事業費繰入金	16

1.	基金繰入金	21	介護保険準備基金繰入金	21

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	87,463	13,728	101,191	6,820 国	6,820		6,908
計	87,463	13,728	101,191	6,820			6,908

3 款 地域支援事業等費

1 項 地域支援事業費

3. 任意事業費	8,712	88	8,800	51 国	34 県	17	37
計	220,616	88	220,704	51			37

1 款 総務費
 3 款 地域支援事業等費

単位：千円

節		説 明	
区 分	金 額	細 節	
12. 委託料	13,728		介護保険給付・事業等管理事務 13,728 電算事務委託料 13,728

12. 委託料	88		介護給付等費用適正化事業 88 電算事務委託料 88

議案第41号

令和8年度日進市三ヶ峯台団地汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）について

令和8年度日進市三ヶ峯台団地汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）を次のとおり提出します。

令和8年6月8日提出

日進市長 近藤 裕貴

提案理由

地方自治法第218条第1項に基づき提案するものであります。

令和8年度（第1号）

日進市三ヶ峯台団地汚水処理事業特別会計補正予算書

令和8年度日進市三ヶ峯台団地汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度日進市の三ヶ峯台団地汚水処理事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和8年6月8日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

第1表 債務負担行為

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
下水道施設包括管理業務委託事業	令和8年度から 令和19年度まで	107,750

令和8年度（第1号）

日進市三ヶ峯台団地汚水処理事業特別会計補正予算説明書

債務負担行為で令和9年度以降にわたるものについての令和7年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び令和8年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事項	限度額	令和7年度末 までの支出見込額		令和8年度以降の 支出予定額		左の財源内訳				
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源	
						国 支出金	県 地方債	その他		
下水道施設包括管理業 務委託事業	107,750			令和8～ 19年度	107,750					107,750

議案第42号

令和8年度日進市南山エピック団地汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）
について

令和8年度日進市南山エピック団地汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）を次のとおり提出します。

令和8年6月8日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第218条第1項に基づき提案するものであります。

令和8年度（第1号）

日進市南山エピック団地汚水処理事業特別会計補正予算書

令和8年度日進市南山エピック団地汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度日進市の南山エピック団地汚水処理事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和8年6月8日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

第1表 債務負担行為

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
下水道施設包括管理業務委託事業	令和8年度から 令和19年度まで	113,940

令和8年度（第1号）

日進市南山エピック団地汚水処理事業特別会計補正予算説明書

債務負担行為で令和9年度以降にわたるものについての令和7年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び令和8年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事項	限度額	令和7年度末 までの支出見込額		令和8年度以降の 支出予定額		左の財源内訳				
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源	
						国 支出金	県 地方債	その他		
下水道施設包括管理業 務委託事業	113,940			令和8～ 19年度	113,940					113,940

議案第43号

令和8年度日進市五色園団地汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）について

令和8年度日進市五色園団地汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）を次のとおり提出します。

令和8年6月8日提出

日進市長 近藤裕貴

提案理由

地方自治法第218条第1項に基づき提案するものであります。

令和8年度（第1号）

日進市五色園団地汚水処理事業特別会計補正予算書

令和 8 年度日進市五色園団地汚水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度日進市の五色園団地汚水処理事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 8 年 6 月 8 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

第1表 債務負担行為

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
下水道施設包括管理業務委託事業	令和8年度から 令和19年度まで	684,078

令和8年度（第1号）

日進市五色園団地汚水処理事業特別会計補正予算説明書

債務負担行為で令和9年度以降にわたるものについての令和7年度末までの支出額又は支出額の見込み及び令和8年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事項	限度額	令和7年度末までの支出見込額		令和8年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源	
						国 支 出 金	県 支 出 金	地方債		その他
下水道施設包括管理業務委託事業	684,078			令和8～ 19年度	684,078					684,078

議案第44号

令和8年度日進市下水道事業会計補正予算（第1号）について

令和8年度日進市下水道事業会計補正予算（第1号）を次のとおり提出します。

令和8年6月8日提出

日進市長 近藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第218条第1項に基づき提案するものであります。

令和8年度（第1号）

日進市下水道事業会計補正予算書

令和8年度日進市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和8年度日進市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和8年度日進市下水道事業会計予算第9条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第10条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
下水道施設包括管理業務委託事業	令和8年度から 令和19年度まで	8,444,022千円

令和8年6月8日提出

日進市長 近藤 裕貴

令和8年度（第1号）

日進市下水道事業会計補正予算説明書

債務負担行為に関する調書

事 項	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支 払義務発生予定額		左の財源内訳			
	限度額	期間	金額	期間	金額	企業債	国庫補助金	その他
	千円		千円		千円	千円	千円	千円
下水道施設包括管理業務委託事業	8,414,022			令和8～ 19年度	8,414,022	448,756	215,676	7,779,590

議案第49号

日進市農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年6月8日提出

日進市長 近藤裕貴

記

住 所	████████████████████
氏 名	牧 正 行
生年月日	████████████████████

提案理由

この案を提出するのは、委員の牧正行氏が、令和8年7月19日をもって任期満了となるため、農業に関し識見を有する同氏を引き続き任命しようとするものであります。

議案第50号

日進市農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年6月8日提出

日進市長 近藤裕貴

記

住 所	████████████████████
氏 名	水 野 俊 弘
生年月日	████████████████████

提案理由

この案を提出するのは、委員の水野俊弘氏が、令和8年7月19日をもって任期満了となるため、農業に関し識見を有する同氏を引き続き任命しようとするものであります。

議案第 55 号

日進市農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

記

住 所



氏 名

堀之内和志

生年月日



提案理由

この案を提出するのは、現農業委員会の委員が、令和 8 年 7 月 19 日をもって任期満了となるため、農業に関し識見を有する堀之内和志氏を新たに任命しようとするものであります。

